

## 境港市小規模修繕等契約希望者登録要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、市が発注する小規模な修繕等の契約（以下「小規模修繕等契約」という。）について、市内業者の受注機会の公平性を確保するため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(契約の対象)

**第2条** 小規模修繕等契約の対象は、原則として、その内容が軽易で、かつ、履行が容易であると認められるものであって、契約金額が20万円未満のものとする。

(登録できる者)

**第3条** 小規模修繕等契約に登録できる者は、市内に事業所又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 境港市建設工事入札参加資格審査要綱により、名簿に登録されている者
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- (3) 市税（市民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税）を滞納している者

(登録の申請及び受付期間)

**第4条** 契約希望者は、境港市小規模修繕等契約希望者登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税（市民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税）の納税証明書（発行日から3カ月以内のもの）又は市税の納付状況調査同意書（様式第2号）
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を証する書面等の写し
- (3) その他市長が必要と認めた書類

**2** 申請書の受付期間は、登録年度の初日の属する年の2月1日から2月末日まで（以下「正規の受付期間」という。）とし、持参または郵送により提出することとする。ただし、正規の受付期間以降であっても登録申請を受付けることができる。

(登録名簿への登録等)

**第5条** 市長は、申請書を受付けたときはその内容を審査し、第3条に規定する登録できる者と認めたときは、境港市小規模修繕等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するとともに、申請者に通知し、該当する契約に係る業者選定に際して、積極的に見積参加機会を与えるものとする。

**2** 市長は、前項の審査の結果、第3条各号に該当するため登録できない者と認めたときは、当該者にその旨を通知するものとする。

**3** 市長は、第1項の規定により登録名簿に登録された後、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該者を登録名簿から除外するものとする。この場合において、当該除外されることとなった者に対し、その旨を通知するものとする。

(1) 第3条各号に規定する登録できない者に該当する場合

(2) 受注に関し、不正又は不誠実な行為があった場合

4 登録名簿は、透明性を向上するため閲覧に供することができる。

(登録の有効期間)

**第6条** 前条第1項による登録名簿の登録は、登録年度の4月1日（正規の受付期間以降に提出した者にあつては登録のあった日）から当該年度末日までとする。ただし、前条第3項により登録名簿から除外された者については、その除外された日の前日までとする。

(登録事項の変更等の届出)

**第7条** 登録名簿に登録されている者（以下「登録者」という。）は、第4条第1項により提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、境港市小規模修繕等契約希望者登録事項変更届（様式第3号）により速やかに市長に届出なければならない。

2 登録者は、次の各号に該当する場合は、境港市小規模修繕等契約希望者登録抹消届（様式第4号）を市長に届出なければならない。

(1) 廃業等により営業ができないとき

(2) 前号のほか、登録を辞退したいとき

3 市長は、第1項又は前項の規定による届出を受付けたときは、速やかに登録名簿を修正するものとする。

(契約保証金の免除)

**第8条** 登録名簿に登録された者と小規模修繕等契約を締結する場合の契約保証金は免除することができる。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

この要領は、平成18年1月17日から施行する。

この要領は、平成19年1月31日から施行する。

この要領は、平成20年1月15日から施行する。

この要領は、平成21年2月1日から施行する。